

長野県園芸作物生産振興協議会	委員
地区園芸作物生産振興協議会	顧問 副会長 委員 部会員
(財)長野県農業開発公社支所	幹事
郡総合農政推進協議会	幹事
信州きのか消費拡大協議会	委員

人事課

長野県訓令第12号

本庁内部部局  
現地機関

長野県文書規程(昭和44年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

第21条中「配達記録郵便物」を「特定記録郵便物」に改める。

第38条中「関係部課長」を「関係の部課長等」に改める。

第43条第1項第2号中「配達記録郵便物」を「特定記録郵便物」に改める。

別表第3の1の総務部の項中

「 税務課個人県民税対策室   税対   」を
「 税務課県税徴収対策室   税徴   」に改め、同1の建

設部の項中 「 建築指導課宅地相談所 | 」を

「 建築指導課宅地住宅相談所 | 」に改める。

別表第3の2中 「 佐久保健所 | 佐保 | 」

「 佐久保健福祉事務所   佐保福	に、
上田保健福祉事務所   上保福	
諏訪保健福祉事務所   諏保福	
伊那保健福祉事務所   伊保福	
飯田保健福祉事務所   飯保福	
木曾保健福祉事務所   木保福	
松本保健福祉事務所   松保福	
大町保健福祉事務所   大保福	
長野保健福祉事務所   長保福	
北信保健福祉事務所   北保福	
飯田保健福祉事務所阿南支所   飯保福阿	
佐久保健所   佐保	

「 佐久保健所小諸支所   佐保小	を
飯田保健所阿南支所   飯保阿	
松本保健所安曇野支所   松保安	
長野保健所須坂支所   長保須	
長野保健所千曲支所   長保千	
北信保健所中野支所   北保中	

「 飯田保健所阿南支所 | 飯保阿 | 」に、

「 公衆衛生専門学校伊那校 | 公衛伊 |  
須坂病院 | 須病 | 」を

「 須坂病院 | 須病 | 」に、

「 農業総合試験場 | 農総試 |  
農事試験場 | 農試 | 」を

「 農業試験場 | 農試 | 」に、

「 野菜花き試験場佐久支場 | 野試佐 |  
畜産試験場 | 畜試 |  
中信農業試験場 | 中農試 | 」を

「 野菜花き試験場佐久支場 | 野試佐 |  
野菜花き試験場北信支場 | 野試北 |  
畜産試験場 | 畜試 | 」に、

「 南佐久建設事務所 | 南佐建 |  
佐久建設事務所 | 佐建 | 」を

「 佐久建設事務所 | 佐建 | 」に、

「 中野建設事務所 | 中建 |  
長野建設事務所 | 長建 |  
飯山建設事務所 | 飯山建 | 」を

「 長野建設事務所 | 長建 |  
北信建設事務所 | 北建 | 」に改める。

別表第3の備考の3中「労政事務所及び」を削る。

別表第5の県の機関の項中「自治研修所」を「松本空港管理事務所 自治研修所」に、「保健所」を「保健福祉事務所 保健所 福祉事務所」に、「農業総合試験場 農事試験場」を「東京観光情報センター 農業大学校 農業試験場」に、「畜産試験場 中信農業試験場」を「畜産試験場」に、「砂防事務所」を「砂防事務所 東信教育事務所」に改める。

様式第5号中「配達記録」を「特定記録」に改める。

様式第16号の備考の2中「赤色により表示し、」を削る。

情報公開・私学課

長野県訓令第13号

本庁内部部局  
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程(平成20年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

別表第1の総務部の項中「総務審査係」を「総務係 審査係 給与支給係」に改め、同表の環境部の項中「企画係 経理係」を「企画経理係」に改め、同表の商工労働部の項中「企画係」を「企画貿易係」に、「人材育成支援係」を「全国技能大会係」に改め、同表の建設部の項中「国道係」を「国道・橋梁係」に、「治水係」を「治水第一係 治水第二係」に改める。

別表第4の佐久地方事務所の項中

税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
福祉課	社会係 福祉第一係 福祉第二係

を

税務課	管理係 収税係 課税第一係 課税第二係
-----	---------------------

に、「治山第一係 治山第二係」を「治山係」に改め、同表の上下小地方事務所の項中

税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
福祉課	社会係 福祉係
農政課	農政係 農村振興係 生産振興係

を

税務課	管理係 収税係 課税係
農政課	農政係 農業振興係

に改め、同表中

商工観光課	振興係 工業係
建築課	建築係 住宅係
地域政策課	総務・県民生活係 企画振興係
税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
福祉課	社会係 福祉係

を

商工観光課	振興係 工業係
地域政策課	総務係 企画振興係 県民生活係
税務課	管理係 収税係 課税係

に改め、同表の上伊那地方事務所の項中「収税第一係 収税第二係」を「収税係」に、

福祉課	社会係 福祉係
農政課	農政係 農村振興係 生産振興係

を

農政課	農政係 農業振興係
-----	-----------

に改め、同表の下伊那地方事務所の項中

税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 課税第一係 課税第二係
福祉課	社会係 福祉第一係 福祉第二係

を

税務課	管理係 収税係 課税係
-----	-------------

に改め、同表の木曾地方事務所の項中

税務課	管理・収税係 課税係
福祉課	社会係 福祉係

を

税務課	管理・課税係 収税係
-----	------------

に、「林道係 治山係」を「治山林道係」に改め、同表の松本地方事務所の項中「収税第三係 収税第四係」を「収税第三係」に、

福祉課	社会係 福祉係
農政課	農政係 農村振興係 生産振興係

を

農政課	農政係 農村振興係 生産振興係
-----	-----------------

に、「林道係 治山第一係 治山第二係」を「治山林道係 治山係」に、

商工観光課	振興係 工業係
建築課	建築係 住宅係

を

商工観光課	振興係 工業係
-------	---------

に改め、同表の北安曇地方事務所の項中

税務課	管理係 収税係 課税係
福祉課	社会係 福祉係

を

税務課	管理・課税係 収税係
-----	------------

に、「林道係 治山係」を「治山林道係」に改め、同表の長野地方事務所の項中

税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 収税第三係 収税第四係 課税第一係 課税第二係 課税第三係
福祉課	社会係 福祉第一係 福祉第二係

を

環境課	環境保全係 廃棄物対策係
税務課	管理係 収税第一係 収税第二係 収税第三係 課税第一係 課税第二係

に、

商工観光課	振興係 工業係
建築課	建築係 住宅係

を

商工観光課	振興係 工業係
-------	---------

に改め、同表の北信地方事務所の項中

福祉課	社会係 福祉係
農政課	農政係 農村振興係 生産振興係

を

農政課	農政係 農業振興係
-----	-----------

に改め、同項の次に次のように加える。

保健福祉事務所	総務課	総務係
	健康づくり支援課	予防衛生係 保健衛生係 (佐久及び長野にあっては、 予防衛生係、保健衛生第一 係及び保健衛生第二係、上 田及び飯田にあっては、予 防衛生第一係、予防衛生第 二係及び保健衛生係、松本 にあっては、予防衛生第一 係、予防衛生第二係、保健 衛生第一係及び保健衛生第 二係)
	食品・生活衛生課	生活衛生係 食品衛生係 乳肉・動物衛生係 (木曾及び大町を除く。北 信にあっては、食品・生活 衛生係及び乳肉・動物衛生 係)
	福祉課	社会係 福祉係 (佐久、飯田及び長野にあっ ては、社会係、福祉第一係 及び福祉第二係)
松本保健福祉事 務所 長野保健福祉事 務所	検査課	理化学第一係 理化学第二 係 病理細菌係

別表第4の保健所の項及び上田保健所 諏訪保健所 飯田保健所 松本保健所 長野保健所の項を削り、同表の佐久農業改良普及センターの項から南佐久建設事務所 飯山建設事務所の項までを次のように改める。

佐久農業改良普 及センター 上伊那農業改良 普及センター 松本農業改良普 及センター		担い手・経営係 技術係 地域第一係 地域第二係
上小農業改良普 及センター		担い手・経営係 技術係 地域係
諏訪農業改良普 及センター 北信農業改良普 及センター		技術普及係 地域第一係 地域第二係
下伊那農業改良 普及センター		担い手・経営係 技術係 地域第一係 地域第二係 地域第三係
木曾農業改良普 及センター		技術普及係 地域係

北安曇農業改良 普及センター		
長野農業改良普 及センター		担い手・経営係 技術係 地域第一係 地域第二係 地域第三係 地域第四係

別表第4の佐久建設事務所の項中「総務係」を「総務係 建設業係」に、

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係
-----	-------------------

を

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係
用地課	用地第一係 用地第二係

に改め、同表中

上田建設事務所 大町建設事務所	整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係
--------------------	-----	----------------------------

を

上田建設事務所 伊那建設事務所	整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係
	用地課	用地第一係 用地第二係

に改め、同表の伊那建設事務所の項を削り、同表中

飯田建設事務所 長野建設事務所	を	飯田建設事務所	に改め、同表の
--------------------	---	---------	---------

松本建設事務所の項中「総務係」を「総務係 建設業係」に、

整備課	計画調査係 整備第一係 整備第二係 整備第三係
-----	----------------------------

を

整備課	整備第一係 整備第二係 整備第三係
用地課	用地第一係 用地第二係

に改め、同表の安曇野建設事務所の項の次に次のように加える。

大町建設事務所	総務課	総務係 工事事務係
	維持管理課	管理係 維持係
	整備課	計画調査係 整備第一係 整備 第二係 整備第三係

別表第4の中野建設事務所の項を次のように改める。

長野建設事務所	総務課	総務係 建設業係 工事事務係
	維持管理課	管理係 維持係
	整備課	整備第一係 整備第二係 整備 第三係 整備第四係
	用地課	用地第一係 用地第二係 用地 第三係 用地第四係
北信建設事務所	総務課	総務係 工事事務係
	整備課	計画調査係 整備第一係 整備 第二係 整備第三係

	用地課	用地第一係 用地第二係
佐久建設事務所 佐久北部事務所 北信建設事務所 中野事務所 北信建設事務所 飯山事務所	維持管理課	管理係 維持係

行政改革課

### 長野県教育委員会訓令第8号

県立高等学校

県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程（平成2年長野県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県教育委員会

第1条中「及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」と総称する）」を「(以下「職員」という)」に改める。

第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。

（育児短時間勤務）

第18条の2 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の規定に基づき、育児短時間勤務の承認を請求しようとするときは、あらかじめ育児短時間勤務承認請求書（様式第5号の3）を校長に提出しなければならない。

2 職員は、育児短時間勤務の期間中に、当該育児短時間勤務に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなったとき、当該育児短時間勤務に係る子を養育しなくなったとき又は当該育児短時間勤務に係る子を職員以外の当該子の親が養育できることになったときは、遅滞なく育児短時間勤務養育状況変更届（様式第5号の4）を校長及び主管課長を経由して提出しなければならない。

第26条の次に次の1条を加える。

（自己啓発等休業）

第26条の2 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年長野県条例第45号）の規定に基づき、自己啓発等休業の承認を申請しようとするときは、あらかじめ自己啓発等休業承認申請書（様式第25号の2）を校長及び主管課長を経由して提出しなければならない。

第27条第1項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改め、同条第3項中「常態として」を削る。

様式第5号の2の次に次の2様式を加える。

(様式第5号の3)(第18条の2関係)

育児短時間勤務承認請求書

年 月 日

長野県教育委員会 様

所属名  
 (所属コード )  
 職名  
 氏名 ㊤  
 (職員番号 )

次のとおり育児短時間勤務を承認してください。

請求に係る子		請求者以外の子の親	
氏名		氏名	
続柄		子との同、別居	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居
生年月日	年 月 日生	就業の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
請求者の分べんによる療養休暇の期間	年 月 日から 年 月 日まで	就業の日数及び時間	週 日 1日 時間 時 分～ 時 分
請求内容	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長		
	<input type="checkbox"/> 再度の育児短時間勤務の承認(再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)		
請求の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
勤務の形態	週 時間勤務 (育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態) <input type="checkbox"/> 第4号 <input type="checkbox"/> 第5号		
	勤務の日及び時間帯	月( : ~ : ) 火( : ~ : ) 水( : ~ : ) 木( : ~ : ) 金( : ~ : )	
既に育児短時間勤務をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		

- (備考) 1 請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証する書類を添付すること(当該子について既に育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を受けたことがある場合は、添付する必要がないこと)。  
 2 該当する□には、レ印を記入すること。  
 3 「勤務の形態」欄において第5号の勤務の形態である場合には、勤務の日又は時間帯が分かる書類を添付すること。

(様式第5号の4)(第18条の2関係)

## 育児短時間勤務養育状況変更届

年 月 日

長野県教育委員会 様

所属名

(所属コード )

職 名

氏 名 ㊦

(職員番号 )

次のとおり育児短時間勤務の承認に係る子の養育について変更が生じたので届け出ます。

子 の 氏 名	
承認された育児短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日まで
届出の事由が発生した日	年 月 日
届 出 の 事 由	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務に係る子(以下「子」という。)が死亡した。 <input type="checkbox"/> 子と離縁(養子縁組の取消しを含む。)した。 <input type="checkbox"/> 子との親族関係が特別養子縁組により終了した。 <input type="checkbox"/> 子と同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病等により子の世話をすることが困難になった。 <input type="checkbox"/> 子を託児することになった。 <input type="checkbox"/> 子を配偶者が養育することになった。 <input type="checkbox"/> その他( )

(備考) 該当する□には、レ印を記入すること。

様式第6号及び様式第6号の2中「第18条の2関係」を「第18条の3関係」に改める。

様式第25号の次に次の様式を加える。

(様式第25号の2)(第26条の2関係)

自己啓発等休業承認申請書

年 月 日

長野県教育委員会 様

所属名  
 (所属コード )  
 職 名  
 氏 名 ㊤  
 (職員番号 )

次のとおり自己啓発等休業を承認してください。

1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 自己啓発等休業(2及び3に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長(2及び4に記入)		
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地)	( )
		課 程	
		履 修 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	国際貢献活動	活 動 組 織	
		活 動 国 ・ 地 域	
		活 動 分 野	
活 動 期 間		年 月 日から 年 月 日まで	
3 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで		
4 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
既に休業している期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 申請理由 (簡潔に記入すること)			

- (備考) 1 該当する□には、レ印を記入すること。  
 2 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「国連ボランティア」等を、「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構による派遣前訓練等の準備行為に参加する期間等を記入すること。  
 3 この申請書には、大学等の履修又は国際貢献活動の内容及び期間並びにこれらに関する照会先について確認できる書類を添付すること。

高校教育課  
 特別支援教育課

\_\_\_\_\_